

新たな研究体制を確立し、自閉症・情緒障害等教育の

質的向上を目指す

東京都公立学校情緒障害教育研究会会長

狛江市立狛江第三小学校長

渡辺秀貴

経営課題としての

特別支援教室体制の整備

特別支援教室を設置し、巡回指導教員が活躍し始めている自治体の小学校では、支援を希望する家庭が倍増しています。学校として、特別支援教室体制をどう整え、巡回指導教員と通常学級の教員との連携によって、学級・学年の経営の質を向上させていくか、校長の手腕が問われる時代を迎えました。

しかし、LDやADHD等の情緒障害についての知識やその対応スキルを身に付けていない教員も少なくありません。また、就学時検診の面談で、自閉傾向のある児童の保護者が、入学当初の学校での支援を相談したところ、「自閉症？」と、管理職が戸惑いを見せたという話もあります。これでは、学校への信頼は最初からガタ落ちです。つまり、本格化する特別支援教室体制を整え、新制度を熟知している家庭や支援を必

要としている児童に適切な対応ができる組織作りが今、重要な学校経営課題の一つであり、校長がリーダーシップを発揮する好機でもあるのです。

制度を動かす「人」の意欲を高める

いかにスキルアップを促すか

全ての小学校で、支援を要する児童が校内で通級指導が受けられる新しい制度のフレームが整えられました。次の課題は、制度に魂を吹き込み、児童や保護者の安心感はもちろん、この制度によって教育活動の質の向上を図る力のある教員の育成です。そのためには、

○校内の全教職員が特別支援教室制度を理解する。

○それぞれの役割に応じた働きができる協働体制を整える。

ことなどに早々に着手する必要があります。各自治体の運営方針を踏まえ、自校の新年度計画にどう盛り込

都情研が変わります！

「会則及び細則の改定及び運営組織の改編」P2

むか、まさに今がその時です。

特に拠点校では、特別支援教室の主任が経営参画意識を高め、巡回指導教員のチームリーダーとなって活躍することが期待されます。「支援を必要としている児童のために」という機運を高め、スキルアップの研修にも励めるよう校内体制も整えなければなりません。

都情研の研究・研修の機会を通じて

情報交流とスキルアップを！

下記のように、二月九日の臨時総会において、次ページ以降に示す会則及び細則を改定しました。十回ものあり方検討委員会における協議を経て、本会の運営課題を改善し、新しい体制での実践的な研究・研修活動を目指すものとなりました。経験年数の少ない教員の一層の増加が見込まれる状況下、本会が果たすべき役割の大きさを再確認しました。都内を五つのブロックに分け統括する担当校長を中心とした機動力のある人材が、研究・研修活動を運営できるように意図しています。また、都全体をまとめる企画運営本部を設置し各自治体、各校の実践情報の交流や研究・研修活動の質的向上を図る仕組みとしています。都教委と連携した研修の企画も進めます。人材育成の一端を担う研究組織として貢献できる組織を目指します。

臨時総会の報告

二月九日（火）に都情研臨時総会が行われ、今年度十回にわたって行われた「あり方検討委員会」の検討報告がされた後、会則及び細則改定の提案がなされ、承認されました。

これは、情緒障害等通級指導学級の増加に伴い都情研組織の規模が大きくなったことにより生じた運営課題を改善するとともに、特別支援教室体制の導入によるさらなる実践的な研究・研修活動の充実を目的としたもので、会長あいさつの中にも触れられている通りです。

詳しくは、次ページ以降に掲載されている新たな会則及び細則をご覧ください。

議事終了後の講演は、東京都教育庁都立学校教育部、市川裕二主任指導主事より、「東京都発達障害教育推進計画（骨子）」による小・中学校の教育の充実」という演題で講演をいただきました。

○小・中学校における発達障害教育環境の整備

○小・中学校における指導内容の充実と組織的な対応
の二点につき、現時点までの取り組みや今後の方向性の具体的なお話を伺うことができました。

東京都公立学校情緒障害教育研究会 会則

第1章 総則

第1条 本会は、東京都公立学校情緒障害教育研究会（都情研）と称し、事務局を会長校に置く。

第2条 本会は、情緒障害教育の拡充発展及び特別支援教育の振興を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を実現するために次の事業を行う。

- 1 情緒障害等特別支援教育に関する研究及び調査
- 2 情緒障害教育に関する研究会及び研究発表会、研修会、講演会
- 3 会報及び研究物の発行
- 4 関係機関及び関係団体との連絡、連携
- 5 本会の目的遂行に必要な事業

第2章 会員

第4条 本会は、東京都公立幼稚園、小学校、中学校の教職員をもって組織する。

第3章 役員及び企画運営本部委員

第5条 本会に次の役員及び企画運営本部委員を置き、任期は1年とし、再任は妨げない。

- 1 会長 1名 会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長 若干名 会長を補佐するとともに、東京都区市町村を5つに分けた各ブロックの運営を統括する。
また、会長事故あるときは代行する。
- 3 企画運営本部委員 若干名 研究及び研修活動等の全体の企画・運営を統括するためにこの本部を設置し、総務、庶務、会計、研修、調査、広報を置く。
- 4 役員 若干名 役員は、会長、副会長、企画運営本部の総務とする。
- 5 監事 2名 会計監査を行う。

第6条 役員及び企画運営本部委員の選出は次の通りとする。

- 1 会長、副会長、監事、企画運営本部委員は、役員会において選出する。
- 2 各ブロックの庶務、会計、研修、調査、広報の係は、ブロック内で選出する。

第7条 顧問を置くことができる。

- 1 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 2 顧問は本会の重要事項について諮問に応じる。

第4章 会議

第8条 役員会は会長、副会長、企画運営本部の総務をもって構成し、会長が招集する。

第9条 企画運営本部会は、会長、副会長、企画運営本部委員で構成し、会長が招集する。

第10条 ブロック本部会は、副会長、庶務係、会計係、研修係、調査係、広報係で構成し、副会長が招集する。

第11条 総会は、年1回実施し、役員等の選出、決算、予算、事業の報告及び予定、会則の改定等に関する重要事項について、承認する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第5章 会費

第12条 本会の会費は、各区市町村からの年間1校（園）900円当たりの分担金及びその他の収入をもって充てる。

第6章 年度

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 付則

第14条 本会の運営上の細則は、役員会で決める。

第15条 この会則は平成28年2月9日から施行する。

東京都公立学校情緒障害教育研究会 運営細則

第1条 本細則は、東京都公立学校情緒障害教育研究会 会則第14条に基づき、本会の運営を円滑に図るために定める。

第2条 本会は、東京都の公立幼稚園、小学校、中学校を次の5つのブロックに分けて運営する。

東ブロック：足立区、葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区

北ブロック：北区、荒川区、台東区、文京区、板橋区、練馬区、杉並区、中野区、豊島区

南ブロック：新宿区、千代田区、中央区、港区、渋谷区、世田谷区、目黒区、品川区、大田区、島しょ

多摩南ブロック：八王子市、日野市、町田市、多摩市、稲城市、府中市、狛江市、調布市、三鷹市、武蔵野市

多摩北ブロック：西東京市、東久留米市、東大和市、東村山市、武蔵村山市、清瀬市、小平市、小金井市、

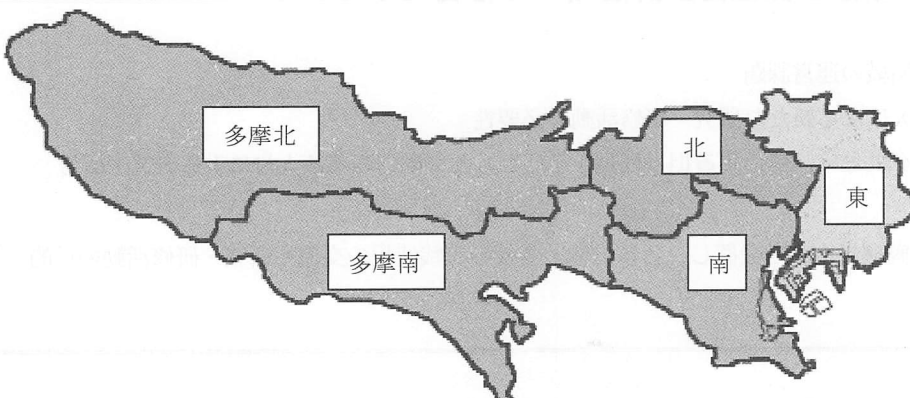
国分寺市、国立市、立川市、昭島市、福生市、羽村市、あきる野市、青梅市、西多摩3町1村

第3条 各ブロックに次の係を置き、任期は1年とし、再任は妨げない。

- | | | | |
|---|----------|-----|-----------------------------------------|
| 1 | ブロック担当校長 | 若干名 | ブロックを代表し、会務を統括する。内1名は副会長として企画運営本部に所属する。 |
| 2 | ブロック庶務係 | 若干名 | 会議の招集、記録の作成保持をする。 |
| 3 | ブロック会計係 | 若干名 | ブロックにおける活動に係る経費を管理する。 |
| 4 | ブロック研修係 | 若干名 | ブロック内の研修の企画・運営及び本会全体に関わる研修会の連絡調整を行う。 |
| 5 | ブロック調査係 | 若干名 | 本会全体に関わる調査の周知・集約、ブロック内における調査を行う。 |
| 6 | ブロック広報係 | 若干名 | 本会全体及びブロックの活動の宣伝活動等を行う。 |

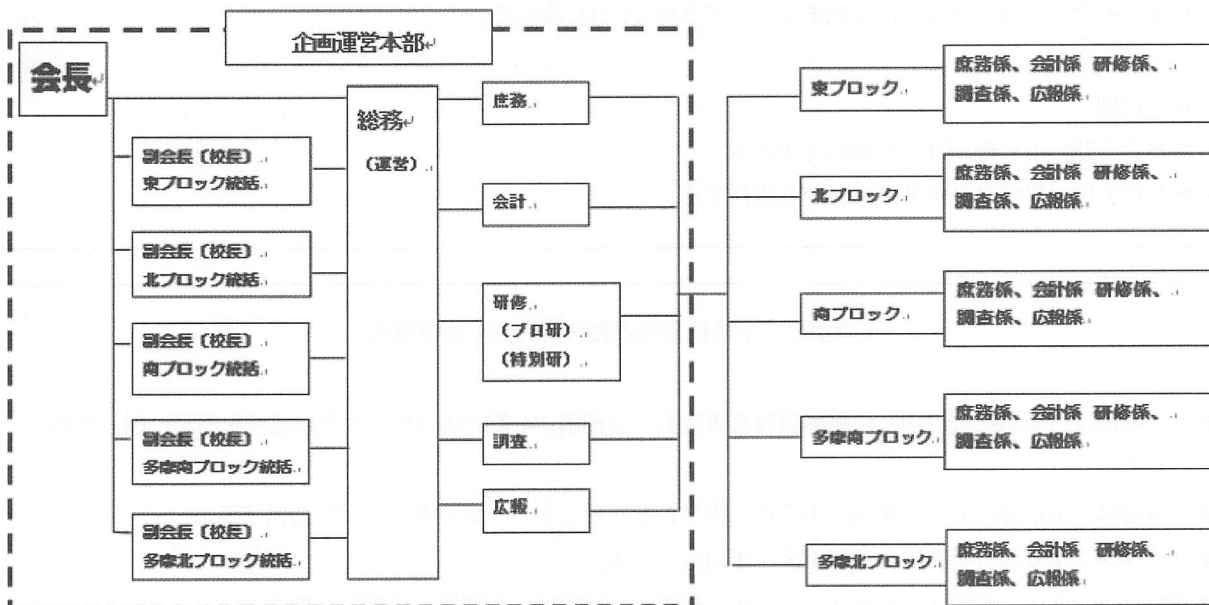
第4条 会則第5条第2項に関しては、次のように定める。

- 副会長は、各ブロックから選出された校（園）長が務める。
- 副会長は、会長との連絡調整を図りながらブロックの活動が円滑に推進されるよう各ブロックを統括する。



参考：5ブロック区分図

都情研組織図



第5条 会則第5条第3項に言う「企画運営本部」の構成、役割は、下記の通りとし、年3回程度開催する。

- 1 総務は、会長の指示の下、本会運営全般に関わる諸課題の対応の中核を担い、企画運営本部会議の進行を務める。
- 2 庶務は、企画運営本部の開催事務、記録保管、各ブロックへの通知等を行う。
- 3 会計は、各自治体からの分担金の徴収、本会全体に関わる事業費の収支、各ブロック事業費の支出調整等を行う。
- 4 調査は、関係機関との連絡提携、実態調査の立案・各ブロックへの通知・結果収集・考察と資料作成等を行う。
- 5 研修は、本会の全体に関わる研修の立案・実施のための調整、各ブロック実施の研究の実施状況の把握等を行う。
- 6 広報は、本会全体に関わる広報活動の企画・立案及び実施、各ブロックの広報活動の連絡調整を行う。

第6条 会則第5条第4項の監事は、前会長又は前副会長から選出する。

第7条 会則第6条に言う「顧問」とは、本会の会長経験者並びに役員会の推薦を受けた情緒教育研究振興のための専門家等とする。

第8条 企画運営本部の承認を得て、必要に応じて臨時委員会を設置することができる。

第9条 総会は、年1回行い、運営はブロックが輪番で担当する。

第10条 夏季集中研修等、本会全体の研究及び研修の質的向上を図るための事業については、企画調整を企画運営本部と輪番による担当ブロックの協働で実施する。

会則・細則の改定及び新組織への移行のポイント

《背景》○大規模化した都情研組織の運営課題

- 特別支援教室体制導入による新たな研究・研修活動の必要性

《改善点》○都内を5つのブロックに分け、統括する担当校長を中心とした機動力のある人材による研究・研修活動を運営。

- 都全体をまとめる企画運営本部を設置し、各自治体・各校の実践情報の交流や研究・研修活動の質的向上を図る。

第四十九回全国情緒障害教育 研究協議会 徳島大会案内

平成二十八年八月二十五日～
二十六日の二日間、徳島県徳島市
のあわぎんホール・徳島県郷土文
化会館において全情研徳島大会が
開催されます。大会テーマは「一
人一人に寄り添った教育実践を目
指して～障がいがある子どももの自
立と豊かな生活を考える～」とい
うものです。

平成二十八年四月からいよいよ
障害者差別解消法が施行され、学
校における基礎的環境整備や合理
的配慮が義務付けられます。

このように支援を必要とする子
供たちへの教育が、大きな転換
期を迎えている中で今回の大会は
開催されます。徳島県では、平成
二十四年に、福祉、医療、教育の
機能を備えた施設を集約して「発
達障がい者総合支援ゾーン」を構
築するなど、独自の取組みを進め
ています。その成果を学ぶための、
記念講演、基調講演、シンポジウ
ム、分科会が予定されています。
分科会では、就学前から高等学校
段階まで、年齢に応じた支援のあ
り方を議論する設定になっていま
す。発達障害を支援する様々な立
場の方々が集う大会となります。
ぜひ都情研の先生方、大勢の参加
を期待しています。

全情研事務局長 有澤直人

お知らせ

◎平成二十八年度都情研

定期総会案内

【四月十九日(火)二時開始】
国立オリンピック記念青少年
センターカルチャー棟大ホール

◎夏季セミナー案内

江東区文化センターホール
【七月二十七日(水)

十時～十二時四十分】

*森下由起子先生

(明星大学准教授)

「社会的障壁を取り除くための
合理的配慮の在り方」通常の学級
で出来る環境の整備と合理的配慮
を一緒に考えてみませんか？」

【七月二十七日(水)

十三時五十分～十六時半】

*藤原里美先生

(都立小児総合医療センター

育成科)

「認知の偏りと心の育ち」

※通常学級の先生方をはじめ多くの
方の参加をお待ちしております。



活動報告

★庶務部(担当Cブロック)

江戸川区立鹿骨東小学校 大沢一郎

通常の活動として、①各会議と定
期総会の準備・開催、②会計(分担金・
諸費用出納)、③会員名簿や連絡網
の作成、④研究奨励費と研究推進団
体申請の手続き等を行いました。さ
らに、今年度は、特別支援教室構想
のために年間十回の「あり方検討委
員会」を開きましたが、その運営に
も関わりました。新体制は、二月の
臨時総会で決議され、四月の定期総
会で新役員等が決まる見通しです。
スムーズに移行できるように、皆様の
ご協力をよろしく願います。

★会計

中央区立有馬小学校 葛生裕子

中央区立月島第一小学校 和田容子

計画通り予算の執行をすることが
できました。各部担当の皆様のご協
力、ご尽力に感謝いたします。来年
度は、新体制に伴い、予算の組み方
が変更され、ブロックごとに会計し
ていただくこととなります。節約と
計画的な予算の運用をよろしくお願
いいたします。

★設置校部

練馬区立豊玉南小学校

坂井英子

設置校部は、情緒障害等通級指導
学級担任の専門性を高める場とし
て、年間五回の分科会と担任総会、
通級入門分科会、夏季集中研修会、
各区市町村別研修会を実施しまし
た。

本年度も四分科会(コミュニケーション指導、運動・音楽等、発達障害、思春期対応)に分かれて研修を行いました。各分科会では、年間テーマを設定し、講師等を招いての専門的な研修や実技研修、施設見学、各学級の指導実践の紹介等を行いました。各分科会の活動内容は、「分科会報告資料」として冊子にまとめますので、ご覧下さい。

夏季集中研修会は、講演会とグループ討議の内容で実施しました。講演会は、「通級指導学級で求められている今日的課題」について太田英樹先生(都立江東特別支援学校)に、「発達障害と二次障害の理解」その対応とPTSDについて」について藤本昌樹先生(東京未来大学)にお話いただきました。

グループ討議は約十名前後のグループに分かれ、スパーバイザーとして都情研のベテランの先生方も入っていただき、各学級のこと等を話し合いました。他地区の先生方と

交流し、様々な情報交換をすることができ、爽り多い研修会となりました。

六月には、新しく情緒障害等通級指導学級担任を経験される方々を対象にした通級入門分科会を小・中学校別に行いました。

講師の先生方、各分科会世話人等の方々のご協力により、本年度もこれらの活動を無事に行えましたことを感謝の気持ちを込めて、ご報告いたします。



★対策・調査研究部

板橋区立志村第三小学校

岩淵哲

《五月 学級実態調査の実施》

情緒障害等学級在籍の児童・生徒数は増加傾向を続けています。また、情緒学級の経験年数が浅い先生方が多く、専門性を高める研修の必要性

が浮き彫りになっていきます。

《七月 三者連絡協議会》

都情研と都弱視教育研究会、都難聴・言語障害教育研究協議会との研修を行い、連携を深めました。

《七月 都教育庁との意見交換会》

小学校特別支援教室体制への移行に向けて、また、中学校情緒障害等学級に在籍している生徒の実態や進路についての意見交換を行いました。

特別支援教室の設置、巡回指導の導入に向けて、都教委も各地区の動向の情報収集に努めている旨の話がありました。都情研としては、これまでの研究の実績を伝えると共に、今後の研究の方向性を考える機会になりました。

また、中学校に関しては、生徒の状態や指導の実態をよく把握しながら、巡回指導のモデル事業を検討していきたいということでした。

《十一月 担任研修会》

渡辺会長を講師に、特別支援教室への移行と都情研の役割に関する内容でご講演をいただきました。特別支援教室体制とその整備状況、構築における検討課題等の基本事項を整理した上で、都情研としての現状と運営課題を列挙していただきました。質を高めていくためには組織改善の必要性があり、あり方検討委員会と協議された内容の中で具体的な提案が示されました。特別支援教室

体制移行後の都情研の研究の方向性について、関連した質疑応答もありました。

★特別研究部

世田谷区立松原小学校

櫻本真理

七月二十九日・七月三十日に狛江市エコルマホールで夏季研修会を行いました。今年度も、収容人数の関係上、情緒担任の方の申し込みは、三年目までの方としました。通常の学級の先生方と合わせ七百名近い方にご参加いただきました。

第一回研修会には築田明教先生（かわばた眼科発達支援センター・センター長）、第二回研修会は笹田哲先生（神奈川県立保健福祉大学・教授）、第三回研修会は大石幸二先生（立教大学・教授）、第四回研修会は月森久江先生（杉並区立済美教育センター・指導教授）を講師にお迎えし、ご講演をいただきました。

研修会アンケートには「勉強になった。」などの声が多く、有意義な研修会となりました。

来年は、合理的配慮や指導の参考となる認知の偏りと育ちをテーマにした講演を企画しています。今後も参加者にとつて爽り多き研修会を開催できるように努めて参ります。

★広報部

八王子市立由井第一小学校

大島知

通常学級の先生方にも役立つ情報を提供するため、総会及び夏季研修会の講演の要旨を掲載しました。今号には、新しい都情研の会則・細則を中心に掲載しました。

予算厳しい中、毎号六ページでの発行、各校一部ずつの配布が続いています。より多くの方々に読んでいただけますよう、今後も各校での増刷り等のご協力をお願い致します。

情緒障害等学級や巡回指導の先生方には、「みちびき」を介して通常学級の先生方とより一層連携をとっていただく等、有効利用をしていただくと幸いです。

編集後記

【編集・発行】 広報部

来年度の都情研組織改革にあたり、より充実した誌面となるよう、努力していきたいと考えています。広報に関する御意見、御感想がありましたらお寄せください。

八王子市立由井第一小学校

☎042164214201

印刷 (株)ワールドミーティング